

次期農業基本計画で取り組む横断的な施策の骨子と KPI について

2024年12月18日

委員 林 いづみ

1. 基本計画の全体構成について

12月18日企画部会の資料2「これまでの議論を踏まえた検討の視点の整理」においては、「I 我が国の食料供給」の章立てにおいて、P3で「1 我が国の食料供給（考え方）」をかけた後、P4以下の（1）～（10）で品目ごとの「供給」について記載したうえで、その「2 供給能力の確保」において「（1）農業構造の転換」を掲げている。

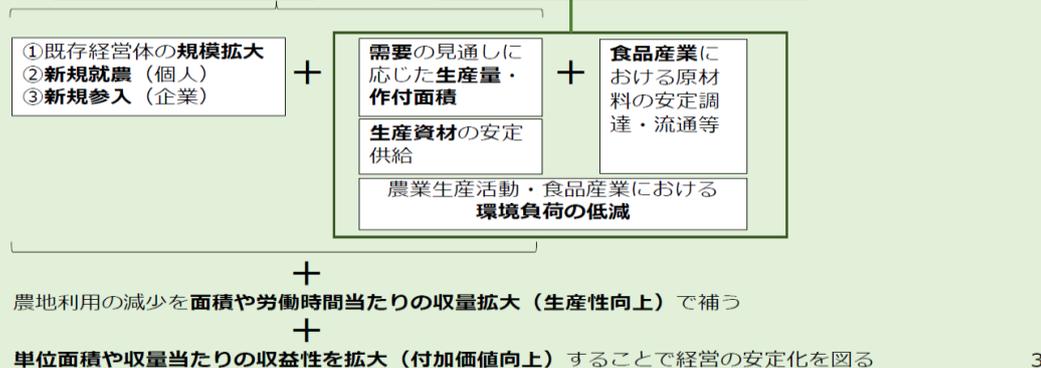
目次

I 我が国の食料供給		II 輸出の促進（海外からの収益の拡大）	
1 国内の食料供給	2 生産資材の供給	1 農林水産物・食品の輸出の促進	47
(1) 土地利用型作物	(1) 肥料	2 食品産業の海外展開・インバウンドによる食関連消費の拡大	49
① 米	(2) 農薬	3 品種のグローバル展開	50
② 麦	(3) 種苗		
③ 大豆	(4) 飼料（再掲）	III 国民一人一人の食料安全保障・持続可能な食料システム	
④ 飼料	(5) 燃料・エネルギー	1 食品アクセスの確保	52
⑤ そば	(6) 動物用医薬品	2 食品産業	53
(2) いも類	3 供給能力の確保	3 合理的な価格形成	54
① かんしょ	(1) 農業構造の転換	4 食品安全・消費者の信頼確保	55
② ばれいしょ	① 地域計画を核とする取組		
(3) 旨味資源作物（砂糖）	② 共同利用施設の合理化	IV 環境と調和のとれた食料システムの確立・多面的機能の発揮	
① てん菜	③ 農業生産基盤の整備・保全	1 農業生産活動における環境負荷の低減	57
② さとうきび	④ 規模拡大や事業の多角化を行うための経営基盤の強化	2 食品産業・消費における環境負荷の低減	60
(4) 野菜	⑤ 大規模生産を持続的にするための雇用労働力の確保	3 多面的機能の発揮	61
(5) 果樹	⑥ 中長期的なセーフティネット対策	V 農村の振興	
(6) 油脂類	(1) 生産性向上	1 多様な人材が関わる機会の創出	63
(7) 畜産物	① 農業者の規模拡大に伴い拡大する資金ニーズへの対応	2 農村における所得と雇用機会の確保（経済面）	64
① 牛肉	② スマート農業技術の開発・普及促進	3 農村に人が住み続けるための条件整備（生活面）	65
② 豚肉	③ 農業分野等のスタートアップによる技術開発・実装	4 地域の共同活動	66
③ 鶏肉	④ 品種開発	5 鳥獣被害対策	67
④ 鶏卵	⑤ GAP		
⑤ 生乳	⑥ 動植物防疫	VI 国民理解の醸成	
(8) 水産物	(3) 付加価値向上に向けた取組	1 食育の推進	70
(9) 花き・地域特産作物	① 知的財産	2 食文化の保護・継承	71
① 花き	4 輸入の安定化	3 農山漁村の魅力発信	72
② 茶	5 国際戦略	4 消費者の行動変容	72
③ 薬用作物		VII 食料、農業及び農村に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項	
		1 DXの推進	74
		2 団体間の相互連携等	75
			1

I 我が国の食料供給（考え方）

- 食料の安定供給は、国内の農業生産の増大を図ることを基本とし、併せて安定的な輸入、備蓄を図ることが必要
- また、食料の供給能力の確保には、以下の3点が必要
 - ✓ 農業生産の基盤である農地の確保（農地）
 - ✓ 農地を利用できる経営体の確保（人）
 - ✓ 農地面積や労働時間当たりの収量（生産性）の向上（技術）

主要な品目毎に以下を検討 併せて、持続可能な食料システムについて検討



しかし、これまでの議論において、改正基本法を踏まえた「次期基本計画において取り組むべき横断的施策の方向性」の柱は「農業構造の転換」「生産性向上」「付加価値向上」であると理解している。

改正基本法 26 条

(望ましい農業構造の確立)

第26条 国は、効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立するため、営農の類型及び地域の特性に応じ、農業生産の基盤の整備の推進、農業経営の規模の拡大その他農業経営基盤の強化の促進に必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、望ましい農業構造の確立に当たっては、地域における協議に基づき、効率的かつ安定的な農業経営を営む者及びそれ以外の多様な農業者により農業生産活動が行われることで農業生産の基盤である農地の確保が図られるように配慮するものとする。

【11月6日企画部会（資料2）目次】

【(資料2) P8】

<p>3. 次期基本計画で取り組む横断的な施策の方向性-----</p> <p>3-1 農業構造の転換に向けた取組</p> <p>(1) 地域計画を核とする取組-----</p> <p>(2) 基盤整備-----</p> <p>(3) 規模拡大や事業の多角化を行うための経営基盤の強化----</p> <p>(4) 大規模生産を持続的に行うための雇用労働力の確保-----</p> <p>(5) 中長期的なセーフティネット対策のあり方-----</p> <p>3-2 生産性向上に向けた取組</p> <p>(1) 農業経営の規模拡大に伴い拡大する資金ニーズへの対応--</p> <p>(2) 技術-----</p> <p>3-3 付加価値向上に向けた取組-----</p>	<p>1 問題意識</p> <p>(6) 農地の適正利用に向けた考え方</p> <hr/> <p>● 農業者が急速に減少する中で「農地を適正に利用する人の確保」が最大の課題</p> <p>● 農業経営体の減少の状況及び新規就農の状況は品目毎に大きく異なる</p> <p style="text-align: center;">▼</p> <p>主要な品目毎に、</p> <p>① 既存経営体の規模拡大</p> <p>② 新規就農（個人）</p> <p>③ 新規参入（企業）</p> <p style="text-align: center;">+</p> <p>農地利用の減少を面積や労働時間当たりの収量拡大（生産性向上）で補う</p> <p style="text-align: center;">+</p> <p>それに加え、単位面積や収量当たりの収益性を拡大（付加価値向上）することで経営の安定化を図る</p>
---	--

次回示される基本計画の骨子案の全体構成においては、冒頭に、これまで議論してきた課題認識に基づく「施策についての基本方針」（基本法 17 条 2 項 1 号）が示されるものと理解している。この基本方針においては、課題解決のために、わが国の農業構造を「どのような姿」に転換していきたいのか、「ありたい姿」のビジョンを明確に示すべきである。

そして、今後の政策の P D C A を回していくためには、基本計画は、ありたい姿のビジョン→ビジョンを達成するために効果がある具体的な手段→政策効果測定のための指標（プロセス達成のための目標数値（K P I））、のロジックツリーを意識して構成することが必要であると考える。

2. K P I の設定について

K P I は目標を曖昧なままにしておくと、単なるお題目に終わってしまい、目標と具体的なアクションが連動しないということが起こってしまいがちであるため、「SMART」と言わ

れるように、具体的に (Specific)、測定可能 (Measurable)、達成可能 (Achievable) で、目標達成との関連性が明確で (Relevant)、明確な期限を定めた (Time-bound) ものであるべきである。

例えば、11月6日企画部会(資料2) P28 「3-1 農業構造の転換に向けた取り組み」においては、地域計画の類型に応じて、

労働生産性の向上を図るため、農地バンクによる農地の集約化を促進

農地の相当部分が受け手不在の解消に向け、農外企業や地域外の農業法人の参入等を促進

という、取り組みを挙げている。

より具体的には、

- ① 農地バンクへの農地の集約化率(分散小規模農地の「担い手への農地集積率」ではない)
- ② 大区画化と基盤整備(土地改良)の合意形成期間の短期化
- ③ 新規就農や、県外企業や地域外の農業法人とのマッチング率
- ④ 生産性向上率(単位面積や労働時間当たりの収量拡大、単位面積や収量あたりの利益率の向上)

のそれぞれについて目標(ゴール)を設定し、目標を実現するプロセスについてKPIを設定することが必要と考える。

例えば、②については、ターゲットを新たな担い手に明確にして、農地集約・基盤整備による効率の良い農地の造成をすることができた成功事例¹²においても、(i)一筆ごとに地権者を確認し、(ii)地権者に連絡・説明・合意をとるプロセス(抵当権、相続手続、財産清算人立て、代理登記、など)が、最も時間がかかり苦勞する部分であり、このことは全国共通問題であるので、各種方策のKPIを設けるべきである³。

以上

¹ [genchi1121-4.pdf](#) 果樹・有機部会現地調査(資料3 長野県農業委員会会長青木保) 現行制度の改善要求として、1)対象エリア規模に弾力性を持たせる、2)稼いでいる園地の流木伐採補償、3)法面管理を含めた支援制度の充実、4)活動資金の支援、

² [241217-6.pdf](#) 第2回果樹・有機部会(資料4 大分県/果樹振興 七條委員提供資料)

³ 現状では、相続未登記のため農地の4分の1が所有者不明であるといわれる一方で、本当の意味での所有者不明土地は少ない。例えば、12月4日企画部会では、農業委員会による利用意向調査目的のため所有者・相続人のオンライン検索を可能とする仕組みの設置、利用意向を確認できない農地についての知事裁定による農地バンクへの貸与、リタイア前に農地バンクへ貸与して換地の転貸を受ける(リースバック的な)簡易手続などを提案したが、これに限らず、目標達成に効果のある多様なメニューを選択可能とするべきである。